

第4期 第1回 横浜市税制調査会

平成30年4月25日(水)

午前10時から正午まで

市庁舎 2階応接室

税制課長	<p>それでは、ただ今より第4期第1回税制調査会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、まず、本日の会議の開会にあたりまして、定足数のご報告をいたします。横浜市税制調査会運営要綱第6条第3項の規定によりまして、調査会は、委員の過半数の方のご出席がなければ会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、委員2名がご欠席となっておりますが、そのほかの先生方5名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>年度頭でございます。委員の先生方におかれましては、再任していただきました関係で、皆さんお顔はご存知だということでございますので、自己紹介は割愛させていただきます。また、事務局につきましても、いまご挨拶させていただきました、財政局長の横山以外、そのまま再任となっておりますので、事務局の自己紹介は、割愛させていただきます。</p> <p>それでは、最初でございますので、まず、座長の選任をしていただきます。今回は、新しい任期後、初めての会議となっておりますので、座長を選出していただければと考えております。座長の選出につきましては、横浜市税制調査会運営要綱第5条の規定によりまして、委員の互選によるものとされておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>継続性も考えたほうがいいので、前回の青木先生にまた引き続いてやっていただけるのがよろしいのではないかと、思うのですが、いかがでしょうか。</p>
<p><<異議なしの声>></p>	
税制課長	<p>ありがとうございます。それでは、青木先生を座長にお願いすることといたします。先生からひと言ご挨拶をお願いいたします。</p>
座長	<p>今年はみどり税の最終年度という時期になっておりまして、存続ありきではないですが、我々は市民に代わって誠実に審議をさせていただきたいと思っておりますので、精一杯やらせていただきたいと思います。委員の先生方あつての私ですので、是非またどうぞよろしくをお願いいたします。</p>
税制課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、座長の職務代理者を定める必要がありますが、運営要綱第5条第3項に基づきまして、あらかじめ座長が指名する委員が務めることとされています。座長、いかがでしょうか。</p>
座長	<p>委員の皆様全員を心の底から信頼申し上げているのですが、やはり、中でも一番長くお付き合いをいただいている川端先生に是非お願いをいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。</p>
川端委員	<p>わかりました。</p>
税制課長	<p>それでは、川端先生を職務代理者とさせていただきます。</p>
税制課長	<p>続きまして、市長からの諮問をさせていただきたいと思っております。林市長を代理いたしまして、横山局長から、青木座長に対しまして諮問書をお渡しさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、青木座長、前方にご移動をお願いいたします。</p>

<<諮問を読み上げる>>	
財政局長	よろしくお願いたします。
座長	お受けいたします。諮問にお答えできますよう、最大限努力をいたします。
財政局長	ありがとうございます。
税制課長	市長からの諮問につきましては、以上でございます。 次に、今年度の税制調査会の審議事項につきましてご提案させていただきます。いま局長から青木先生に諮問させていただきましたとおり、今年度の税制調査会につきましては、横浜みどり税条例の最終年度であること、あるいは「平成31年度税制改正で予定されております森林環境税を踏まえて31年度以降これからの緑の取組における横浜みどり税を含めた税財源の取扱い」についてご議論いただくかたちで諮問させていただいておりますが、そのほかに何か審議すべき事項というのがもし先生方であればご意見いただければと思います。
座長	年度頭の今に何かあるかというより、途中で出てきた都度、その都度我々のほうから横浜市にとって必要なことがあれば審議させていただきたいと思います。
税制課長	ありがとうございます。それでは、ご承認をいただけたということでございまして、第1回の議事に入る前に、まず会議の公開についてお諮りしたいと思います。要綱の第8条の規定によりまして調査会の会議は公開するものとされておりますが、これにかかわらず、要綱第10条の規定により、調査会の会議の全部または一部を公開しないこととする場合が適当とする場合につきましては、座長が決定するものとされております。座長、今回につきましてはいかがでしょうか。
座長	はい。審議事項につきまして、今回は、具体的な議論というよりは、昨年までの状況の確認になりますので、公開ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。
<<異議なしの声>>	
座長	ありがとうございます。
税制課長	それでは、早速議事に入りますが、ここからの進行につきましては座長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
座長	はい。それでは改めまして、始めさせていただきたいと思います。 今年度は大事な大事な年になりますので、よろしくお願いをいたします。 本日の議題について、まずは事務局からご説明をお願いします。
税制課長	議題としましては、横浜みどりアップ計画の取組状況となっております。第3期税制調査会において、先生方に実地調査などの検証もしていただいて、中間報告についてもさせていただいておりますので、今回、それを踏まえて横浜みどりアップ計画の取組状況ということで一回目はやらしていただくとう事務局としては考えています。 今日、青木座長が4期の座長に選出されたということでございまして、2回目以降につきましては、また座長と諸般の状況をみさせていただいた上で、2回目以降何をやるかということについては、座長とご相談とさせていただきます。 そこで、今回につきましては、横浜みどりアップ計画の取組状況ということでございまして、環境創造局から現在の取組状況、また、横浜みどり税の関係の課税手法や納税義務者・課税期間・市民参画・使途・税率等の振り返りを今回はさせていただければ、と事務局としては考えております。 先ほど言いましたように、2回目以降につきましては座長とご相談なのでございますが、2回目以降に、先ほどありました森林環境税などを議論したいと、いまのところ事務局としては考えているというところでございます。

座 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今後のスケジューリングも含めて少し分からないところがあるのですが、先ほど私のほうからも申し上げましたように、当然最終年度ということですので、続けるのかやめるのかという審議が我々に課されているわけですので、当然1回目の最初は今までの検証だろうなと思って発言をさせていただきました。ご用意していただいた資料で、果たしてこれまでの検証に足るのかも含めて、少し今日のところは、ちょっと厳しく見ていきたいなと思っております。</p> <p>事務局でご用意いただいた資料に沿って、ということ想定されていると思います。</p>
税制課長	<p>事務局で作成した資料に沿って、ご説明をさせていただくのですが、あまり抽象論をしていただいても仕方ないので、具体的な話については、環境創造局から取組状況など随時説明・補足するという流れでやらせていただければと考えております。なお、お配りしている事務局資料1については、前回の答申を元に税制に関する主な論点をまとめたものがございます。これについては、先生方も十分ご承知でございますので、説明は割愛しますが、議論の際の参考にしていただければと考えます。</p>
座 長	<p>はい。これまでの検証、これまで2期続けてきたことの検証になりますので、当然、いま、環境創造局の説明をお聞きしたいな、というところでございます。ただ、入口のところは、おそらく用意された資料を見る限りは、検証に関する主な論点というふうに書いてございます。中の番号は、3番までしかありません。</p>
税制課企画係長	<p>1と2と3につまましてはですね、まとめてご議論いただくのがよろしいのではないかと思います。1・2・3と、あと4・5と、その他の部分で大きく3つに分けさせていただいております。</p>
座 長	<p>はい。先生方がいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>並んでいる順番が違うと思います。</p> <p>おそらく、1番は1番かなと思いますが、その次が3番に来ている課税期間、現状でやりますって言っているのだから、そこをまずやらないといけなと思う。それから納税義務者で、税率がきて、市民参画まで。使途は、歳出の話だから税制ではないので最後にその他でもいいと思います。</p> <p>しかし市民参画の話は、要するに目的税としてがちっと括って、特会で出します、というやり方にはなっていないけれども、立法趣旨とか制度趣旨としては、緑の涵養というところがあるわけで、そこに投下しています、と言わざるを得ないので、目的をハードに絞るのではなく、結局使い道は事実上ここしか使ってませんと、入口の緑ってところが正当化できる、そういうロジックになっているわけだから。使途と市民参画はくっついていと思う。市民参画で使途を縛りつつ、結果として実際の使途はこうなっています、それは歳出の話ですので最後です、でいいのではないのでしょうか。</p>
座 長	<p>はい。これ分け方色々あるので難しいと思いますけれど。お互いに関係していますので。</p> <p>我々は、いわゆる役所の指示通りにやる、提案されたものをそのままオクケーするような委員会ではございません。</p> <p>市民に対する説明からすると、やはり頭に課税の根拠がないといけません。それが、課税手法に紛れ込んでいるのですが、改めてここで5年ごとに一番確認しなきゃいけないことがあります。それは、なぜ超過課税をするのか、というところなんです。</p> <p>まずはストレートにここに答えていただける、これが検証であれば、5年前でも10年前でも、その時に作っていた課税の根拠が、今もそのまま生きていて、適切に果たされているのかということが確認をこの時点ですなきゃいけないと思います。まず、頭のところで</p>

	課税根拠というのを是非議事録にも資料にも入れていただければと思います。
委員	制度趣旨です。超過課税でやるとわざわざ作ったわけですから、説明責任は作った側にあります。納税義務者にはありません。
座長	お互いに重複、課税の根拠を書き始めると全部ここにあるものが全部入ってくることは入ってくるのですが、そうは言っても一番もう一回確認をしたい。さもないと、歳出、支出の使途のチェックをしても、何のためにチェックしているのかよく分からなくなりますから、やはり課税の根拠が、例えばですが、この今3頁4頁に書いていただいている、考え方の最初のパラグラフのところ、最初に作ったときに我々がみどり税は是非必要だということを言った場合の一番の根拠になっていますので、あらためてこの点を確認したい、と思っておりますが、よろしいですか先生方。
<<異議なしの声>>	
座長	いかがでしょうか。どういう説明、証明をされるか、よく分からない、唐突なご質問になっています。
税制課企画係長	補足させていただきますと、以前からそういうお話をいただいたと考えておりました、環境創造局でその部分についての補足資料というのを、今回、作成していただいています。その部分を先にご説明いただくようなかたちでよろしいでしょうか。
座長	はい。お願いします。
みどり政策調整 担当課長	<p>それでは、資料5をごらんください。こちらの資料に基づいてご説明をいたします。前回の税制調査会の中で、お示ししたものになりますけれども、課税の地目山林面積ですとかから算出した山林の減少量の推移のグラフになってございます。このグラフは、繰り返しになりますが、固定資産概要調書及び取得実績等をもとに、課税地目山林面積の減少量の推移を示したものです。横浜みどりアップ計画以降、樹林地の減少量が鈍化している、ということを前回の委員会でもご説明をさせていただいたところでございます。その際に、このグラフが示す背景をもう少し検証するようというご意見をいただいておりますので、今回は、それを補足する資料として2点ご用意させていただいております。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、資料6をご覧くださいませでしょうか。こちらは国土交通省が作成をしておりますけれども、特別緑地保全地区制度の実績調査報告書から、全国と横浜市を含めました特別緑地保全地区指定面積の上位5位の政令市の指定実績及び、買取りの実績を抜粋してまとめたものでございます。グラフは左側が指定面積の状況、右側が取得状況・買取り状況となっておりますが、棒グラフは左側のグレーの棒になっているのが全国の面積、オレンジ色になっておりますのが横浜市の面積ということに、実績ということになっております。グラフをご覧くださいませと、平成25年度ぐらいから、特に横浜市の指定につきましても、右側の買取りの状況につきましても、全国の実績の50%以上占めるような状況となっております、全国的に見ても横浜市が大きな成果を挙げているということがわかります。この要因としましては、他都市では、聞いていますところ、買取りの財源が十分に確保できないということで、樹林地の指定をすると買取りが当然発生しますので、そういった財源不足によって指定を十分に進められない状況があるというふうに聞いているところであります。横浜市におきましては、横浜みどりアップ計画、みどり税によりまして、不測の事態にも買取りに着実に対応できるということが、結果的に指定の拡大につながっているというものの資料でございます。なお、横浜みどりアップ計画の成果は、今回のこの資料の特別緑地保全地区という地区指定の制度ひとつのみの成果でございますが、これ以外にも近郊緑地特別保全地区ですとか、市民の森、緑地保存地区といった指定制度や買取りを行っているものもございまして、実績としてはこれにさらにそれらの実績が乗ったものが成果だということになってございます。</p>

		<p>続きまして、資料7をご覧くださいければと思います。こちらは先ほどの趣旨のところにもまきにつながるところと思いますが、以前に資料5でお示しをしましたが、その際に減少量の鈍化がみられるが、この表でいきますと、リーマンショック2008年にあり、こういった経済状況等の要因もあるのではないかと、そういったものの確認をすべきだ、というご指摘をいただきました。その一例としまして、この資料につきましては、国土交通省が作成した住宅着工統計から、全国と横浜市の新設住宅着工数の推移というのをまとめたものでございます。グラフをご覧くださいますと、2008年9月リーマンショック直後にグラフとしては大きく右に下がっておりまして、新設住宅着工数は減少したというのが見られます。ただ、近年、リーマンショック以降のグラフでいきますと、再び増加傾向になっているということが分かります。もう一度リーマンショック以降に少し山が落ちているところがございますが、これは2014年から2015年にかけてということですので、これはおそらく要因としては消費税が8%に上がったというのがございますので、駆け込み需要で一旦上がって、またそのあと下がったという傾向が少し見られますが、全体としては右肩上がりの状況になっていることがご覧いただけるかと思います。特に横浜市につきましては、全国のグラフが赤い破線になりますけれども、全国の傾向から見ましても、伸び率としては特にここ3か年ぐらい見ていただきますと、傾きとしては高い伸び率になっているということがご覧いただけるかと思います。このグラフから、開発圧力については継続をしているということで、みどりアップ計画の取組が山林の減少傾向の鈍化ということに、一定の効果があったものと推測しております。</p>
座長		ありがとうございます。委員の先生方がいかがでしょうか。
委員		資料7について、もう一度説明していただけますか。
みどり政策調整担当課長		<p>前回のご指摘では、リーマンショック等、開発圧力が経済要因で下がったことで樹林地の減少量の鈍化は自然に起きたものなのではないかと、直言するとそのことに対して、住宅の着工戸数というところのひとつの指標で見ますと、リーマンショックでは一旦落ち込んでいますが、その後、横ばい以上には住宅着工が伸びているということですので、横浜市の樹林地の置かれている状況というのは、開発圧力にさらされているという状況は引き続いていて、その中で山林面積の減少量が鈍化しているということは、みどりアップで指定買収の成果があったと言えるのではないかとという一例のデータでございます。</p>
委員		資料の5と7を組み合わせればということですね。
みどり政策調整担当課長		はい。
座長		<p>5年前、10年前に言っていた、この開発圧力というところについて、引き続き横浜市はやはり圧力が高い。それにも関わらず、指定面積と買収面積は全国的に見て上位のほうといますか、トップにあるということで、いかがでしょうか。効果はあったのか、ということの一番大事な部分になるので、是非慎重にご審議をしたいと思います。</p>
委員		<p>座長がおっしゃった、強力な開発圧力に晒されている横浜、と書いてありますが、この強力な開発圧力って何を指しているのか、というのが分かりにくいです。また、標準的な税負担による行政需要を超える水準のコストが、と書かれていますが、いまご説明いただいた、買収の財源がその超えるコストという意味という理解でいいのでしょうか。</p>
座長		<p>はい。この部分は我々が言ったことでもありますし、我々がオーソライズし書いている文章ですので、私からご説明させていただきます。何を以て強力なというかは別にしまして、首都圏の中で住宅街あるいは都市のイメージとして横浜は非常に高く、首都圏の中でも住みたい、一戸建てに住みたいという方々は非常に多いので、他と比べても開発圧力は非常に高いでしょう。我々、特に10年前に気にしたのは、戸塚辺りの山を削って開発する</p>

	<p>ところを、このままでいいのでしょうか、ということをお断言して、当時の副市長とも、このまま開発続けるのですかどうですか、という押し問答をかなりやった上で、この開発圧力という言葉が出てきまして、普通だったら手を出さないのしょうけど、やはり、横浜の場合にはイメージが良くて、多少コストが上がっても、建設コストが上がって高くなっても、やりたがる方が多いという意味で、「開発圧力」という言葉を使わせていただいたのが1点目です。</p> <p>2点目は、当然今の話の連続で、コスト、地価が高いということもあって、当然この買取の場合、他の土地で、仮に同じ面積を買い取る場合でも、横浜の地価は高いとのでその意味でも標準を上回るコストということです。あとは財政需要の面でも、今のその開発圧力が高いということはそれだけやらなければいけないという意味で、需要の量が多いと行政需要の量が多い、同時に質も多いということでここで標準を上回る行政需要という言葉になったというのが10年前からの話です。</p>
委員	<p>今はどうなのでしょう、というのが一番疑問に思っているところです。10年前は開発圧力は強かったと思いますけれど、今はどうなのでしょう。</p>
座長	<p>それを、今、議論していただいているところです。資料7のところで開発圧力が強いということを環境創造で示していただいたので、これをどう評価するか。一見すれば当然、仰るようにいまだ開発圧力はあると見えるのですが、いかがでしょうか。</p>
みどりアップ推進部長	<p>今、開発圧力というのがございましたけども、次に前回の税制調査会で、経年的にその開発圧力が今もどうなのかを示してほしい、というご要望いただきまして、その地区がどうなっているかというのを次の資料で定義してございます。</p>
座長	<p>はい、ご説明をお願いします。</p>
みどり政策調整担当課長	<p>はい、それでは資料8をご覧ください。航空写真が2枚並んでいる資料でございます。こちらが旭区にあります、市民の森という樹林地の航空写真でございます。今回、緑の保全に関して、指定買取により確実な保全が行われている例としてご説明したいと思っております。資料の左上に小さく書いてありますが、この市民の森は平成6年に開園をして、現在は32.9haの市民の森になっています。〇〇川の源流域のある自然豊かな市民の森で、谷戸の田んぼや畑の田園風景が樹林と一体となって、四季折々の自然を市民の皆さまに楽しんでいただいております。</p> <p>まず、資料の左側の写真ですが、こちらは、市民の森制度によって樹林地を指定している状況を示したものでございます。黄色の線で囲われた部分は、21年からのみどりアップ計画以前から指定をしていた場所を示したものでございます。ピンク色が3か所くらいございますが、こちらが第1期のみどりアップ計画、平成21から25年度の間には拡張をして指定した部分、水色の部分が左上にございますが、こちらが第2期、現在進めておりますみどりアップ計画で指定を拡張した部分を示しております。計画以降も着実に市民の森として良好な樹林を確保し続けておまして、特に、第一期の一番下のところにピンク色で囲われたところでございますけれども、写真でもご覧いただけますように、すぐ南側には住宅地も隣接しておまして、市民に身近なところで大規模な樹林地を指定できたということが、計画の意義につながる効果的な指定であったと考えてございます。あと、図示はしていませんけれども、この黄色の枠線の左側にも、平成27年現計画で特別緑地保全地区として約10haの指定を進めている他、周辺の樹林についても今網がかかっていないところにつきましても、他の緑地保全制度の活用で指定をしたところがございます。続きま</p>

		して右側の写真ですけれども、こちらは、取得状況を示したものでございます。薄く黄色い波線で示しておりますのが、全体の現在の〇〇市民の森の範囲を示しております。このうち、赤く塗られた部分が計画以前の取得地ということでございますが、青色と水色で塗られた部分が第一期のみどりアップ計画と現在のみどりアップ計画に取得した場所を示しております。平成6年の開園以降、14年間でみどりアップ計画以前で2.5haの取得をしておりましたけれども、赤く塗られた部分になりますが、計画以降につきましては、9年間で2.9haの取得ということで、不測の事態に着実に対応できたということで、緑の確実な保全につながっているという風に考えてございます。
座	長	はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。
委	員	横浜市は人口が、減り始めたのではないのでしょうか
税 制 課	長	予測ですと、2019年をピークに減り始めます。
委	員	開発圧力の話は、民間マンションの話でしょうか。
座	長	一戸建ても含んだ土地開発の方がむしろ目立ちます。
委	員	具体的な件数及び面積は分かりますか。
座	長	統計はあると思います。 ただ、難しいのはたとえばですが人口の話をされていますが、人口が減っても、マンション住まいから一戸建てに住み変えたい、という人がいたりしますので、直結するのかわからないです。 むしろ、今疑問に思われているところが大事なところなので、もちろん、横浜市民にとっては大事なところですので、精査していきたいと思いますが、やるのであれば、全国的な開発件数なのかな。と、横浜市の開発件数ぐらい並べてみるしかないような気はします。
委	員	この新設住宅着工戸数の新設というのは、建替えは入っていないのでしょうか。例えば緑を崩して、新しく造成したところだけの件数なのでしょうか。
みどりアップ 推 進 部 長		申し訳ございません、精査ができておりませんので、確認いたします。 今回お話しいただいて、いろんな開発サイドと、調整をしまして、ふさわしいという公平な資料がないかということで探して、これがよかろうかということで今日お出ししているものです。
座	長	住宅の統計はセンサスがありますから、正確な数字は間違いなく出ると思いますので次回以降また教えていただいて、いずれにしても諮問をいただいて答申の報告書をつくる場合に一番頭の部分にここが当然きますので、ここがしっかりやってきたぞ、ということととにかく検証して、続けるか続けないかは別にして今までの効果があったのか、なかったのかということになりますので、それを何で証明するかというと、今、伺ってらっしゃるところが一番核になりますので。
委	員	引き続き強力な開発圧力に晒されていますか。
座	長	この辺の表現はですから先生方のご意見で10年前は明らかにおかしくないというしか言えません。
税 制 課	長	これは、現行の計画の書きぶりでございます。
委	員	出発点の話ですね。
税 制 課	長	はい。
委	員	ですから、今どうなのかが気になります。
座	長	これからのことについてはまた改めてどういう文章にするか、考えましょう。 10年前はこれに基づいてやり始めたので、これが果たして果たされたかどうか、という

		<p>ことです。</p> <p>最初のところ課税の根拠についてですね。</p>
委 員	員	それが大事です。
座 長	長	<p>前回3月の資料ではかなり心配だったものですから、宿題を見せていただいた上で、これからのことはちょっと残りますけど、おおよそ今の資料でもしっかりと。</p>
委 員	員	たぶん、資料6、7の話は出口の話だから。10年前にこう考えて作りました、というだけの話です。本当にそれが達成できたかというのが資料6、7の話。評価の話。
座 長	長	おおよそいいです。目的に沿って進めていると思われま。
委 員	員	よろしいですか。
座 長	長	はい、お願いします。
委 員	員	<p>資料7は、ちょっと眉唾だなと思っています。ゾーニングが入っていないので。みなとみらいの開発と例えば青葉区辺りの、〇〇町辺りだと田んぼがずっと続いていて、公立の高校があって幹線道路があってありますよね。あのあたりにそんなに30階建ての高層マンションが建ったかってちょっと記憶がないです。そうすると3万3千戸でみなとみらいに一棟建つと50戸くらいは家入っていますから、2棟3棟建つとすぐに0.5%だの1%、みなとみらいだけで影響している、ということになります。それとその周辺部あるいは戸塚辺りの比率というか、どこに傾斜がかかっているのかがわかりません。横浜の市域全体で押しなべて、これくらいって平均的に見せているのだけでも実際はそうではなくて、ここ10年だとみなとみらいに随分増えましたし、〇〇町辺りはあまり変わってない気もするし、重心のかかり方が違うのが見えません。そこはもっと見えた方がいいのではないのでしょうか。みなとみらいの緑を守らなきゃならないと思っている人はほとんどなくて、むしろこの写真で出ているような市民の森の周辺地域だとか、市民の森自体の維持だとか、そういう今ある緑を減らさずに、というところにやっぱり関心が向いていると思います。そういう周辺の方で抑制ができていうデータにした方が僕は説得力があると思います。これだと平均で言っているだけだから、重心がどこにあるかわからない、と言われてしまいます。もし、可能だったら、都市計画のゾーニングと絡めてもいいかもしれないし、だから市街化区域と調整区域でどう違うか。それは資料8で見えます。それでもいいし、区ごとくらいで中心部分と、沿岸部と、内陸部でどう違うか、と色分けして、内陸部で守りたい緑がちゃんと守れている、という方がいいのではないか、と思います。ここの本町通りに木をたくさん植えましたって言うよりは、この市民の森がちゃんと守れています、と言った方が、説得力がある気がします。</p>
みどりアップ 推進部長		はい。
委 員	員	<p>今、仰っていることが非常に重要なポイントで、ゾーニングをどう守っていくかということが一番大事です。そもそもこれを考えたのも強力な開発圧力にさらされる横浜において、ゾーニングがきちんとされたところに突然開発の業者が入っちゃうと、全体が壊れてしまうところをちゃんと防止しようというのが、座長がお話しした趣旨になります。だからこの資料7というのは単なるマスの統計に過ぎないので、これを根拠にして効果があったというのは、傾向的にはこうだっていうのはわかるけど、この本来の趣旨からいうところのその根拠にはならなくて、むしろこの資料8が良いと思います。</p> <p>あんまりプライバシーにかかるところがあるので、こことここを買い取りました、というのはなかなか行政は公表しにくいんです。特に右側の買い取ったところが大事で、これ市民の森って指定されているんですけど、大部分が民有地です。民間で持っています。その人が実際に手放す必要が出たときに、資料に書かれている、凡例で書かれているオレン</p>

	<p>ジの部分や、それから青い部分やうす青の部分というのは、これ買い取らなかつたら開発がされる可能性があったということです。だから市民の森として皆さんが一生懸命に守っていかうと思っていたところの真ん中に開発の波が入っちゃうと、この市民の森自体が実をいうとぐちゃぐちゃになる可能性があります。一種のゾーニングとして地域の森を守りましょうというところで、市民の森がつくられているところに、一部開発が入ってしまうのは、なんとか防ぎましょうということです。本当は都市計画に従ってきちんとした開発をするのであれば、わかりますが、乱開発というのは真ん中に入ってきちゃうので、そうすると今までのゾーニングの計画自体を根底から崩してしまうケースが横浜の場合には当ても頻出しているし、現在も出る可能性がある。ここをなんとか防ぎましょうっていうのがこの税の趣旨です。この資料8のような資料をきちんと出していただいて、それで指定を受けてその地域の緑を守っているという実態を私たちは検証していく必要があります。それは、最終的には、開発されている実態があつて、これを効果があつたといわないと、マクロ的にマスのデータでこうだって言われたって、こんなもん実際に本当に効果があつたということにはつながらないと思います。</p>
座長	<p>ここまで話が、だいぶ細かいところまで入れたのもうあと1点追加しておきますと、住宅であるとか、一戸建てとかマンションだけの話ではなくて、老人介護施設がこのど真ん中にできるっていうのを、10年前に我々現実にみました。ですから、今証明するのは、なかなか難しいですが、住宅の着工件数、エリア別の住宅数、あるいはエリア別の虫食い状態というのも見なければいけませんし、今言ったように単純に個人の住宅だとかマンション以外のものについても、乱開発が当然横浜市の場合には多いということです。</p>
委員	<p>わかります。私は、生まれからずっとそこ見てきています。大学のあつた金沢八景のあたりでそれは体験としていて、よくわかっています。エリアと、開発臨海部との差があるから、そのあたりのターゲットに、というのが、繋がっていませんでした。</p>
座長	<p>先生方が仰るように、我々本当に厳しくて申し訳ない、他の委員会よりずっと厳しいと思うのですが、人選ミスかもしれません。しかし、我々がこうやって厳密にやっていますので、それだけ誠実な報告書がつかれるかな、と思います。ぜひそこのところを工夫していただいて、今出たような話、あるいはサンプルでも証明できるような資料があれば、市民の方も納得していただけたらと思います。</p>
みどりアップ推進部長	<p>一例ということで、〇〇市民の森をお示ししていますけども、緑の10大拠点ということで、重点的に緑の保全を図る地域を掲げております。少し複数の場所でこういった事例があると、航空写真等でゾーンの先生方からご指摘のあつた形で、こんな開発圧がある、こんな問題がある、とあわせて今、調整区域でも先生方からご指摘のあつた介護的な施設ですとかそういうのも建設可能になっております。それは私どもとして非常に圧というふうに考えてございますので、そこらへんを次回までに整理をしてお示しをしたいと思えます。</p>
座長	<p>はい。お願いをいたします。それでは、課税の根拠、まだ当然次回に引き継いでも構いませんし、課税の根拠が一番大事なところなので全体に関わってきますけれども、少し事務局、税制課のほうで用意した形式のほうに入っていきたいと思えます。課税の手法、順番がちょっとおかしいというご指摘もありますが納税義務者、課税期間ということで、均等割でやっていることについて、いかがでしょうか。あらためてこの時点で、5年間もしくは10年間を振り返ってみて、この均等割超過課税を根拠とすると、このみどり税を使った行政サービスが等しく不可分に市民におよぶと。法人も含めておよぶというところで均等割に超過課税をしているということです。これが果たして適切であつたかどうかということについて、ご意見がありましたらいただければと思います。</p>

委 員	私の見方では今ある税目に乗せてあわせて徴収するしかないのではないかと、というところで当時も議論したと思います。それはそれで現実的な対応でいいと思います。
座 長	はい。ありがとうございます。いかがでしょうか、この点は特段のご異論なくよろしいでしょうか。後で出てきますが、国税がこの理屈を使ってとんでもない、ありえないことをやろうとしていますけれども、我々、地方自治体ですので、当然これは負担分任、あるいは応益的な考え方からすれば問題ないと思っております。
委 員	ゆるやかな受益ですよ。
座 長	ほかに望ましい課税客体が見つかりません。
委 員	難しいですよ。
委 員	難しいです。
座 長	確かに応益で説明されると違和感を覚える方もいるのは分かります。しかしそれ以外に説明の仕方がないです。これが実現不可能だからここですっていう場合には、この実現不可能なものがいかに理想かっていうのを言わないといけません。やはり市民が皆で緑の恩恵を受けますよ、誰も除かれませんが、という部分が基本です。
委 員	受益というのはそこで考えていかないと、一人当たりいくらとかそういう分割ができるものではないと思います。
座 長	行政サービスですからマクロ的な受益しか考えられないので、さもないと悪い意味での受益者負担の発想になってしまいますから、これは税としてありえない。
委 員	集団としての横浜市民や横浜市内の企業は受益している、というのは分かります。
座 長	あくまでもマクロです、という言葉を入れたほうが望ましいかもしれません。ですから、マクロなので均等です、ということをおっしゃいます。ここの所は、よろしいですか。では、課税手法、納税義務者ですが、ここでいつも問題になっているのは法人の扱いなのですが、前は、市民と同等に、受益なのか、ゆるやかな受益なのか、あるいは横浜市民なのか、ということの一覧の中に法人も入っていると整理しました。特に、横浜にいる法人はステータスというかメリットもあるので、横浜に存在する企業だということで、ステータスも上がるという面もあるので、それも含めて市民と同等に負担をしていただきたい、ということで法人も含めたと思います。
委 員	第1期目のときに景気が悪いから企業が赤字になっているので、赤字法人には課税しない、という措置をやっていました。企業だけ軽減するという措置をやっていました。それはおかしいとずっと言い続けてきました。基本的にこの考え方でいくと、横浜市全体としての環境の良さという点と、それから緑のもたらすメリットは皆が受けますので、それは個人であっても企業であっても働く場所を企業側にきちんとしたかたちで提供するという意味であるので、同じ利益を受けているはずなので、企業もやはりきちんと負担をしなければならない。つまり、それは利益が出ている利益が出ていないという、利益課税、いわゆる所得課税ではないので、受益を享受するのであれば、きちんと企業にも負担をさせないといけませんっていう。繰り返し議論をしてきました。それで、軽減措置を取りました。かなり企業側は抵抗があって、直接私なんか文句を言われたりしました。それはおかしいでしょう、と。いきさつがあったりしますので、座長の言うとおりで、きちんとそれは企業も負担してという仕組みはとても大事だと思います。
座 長	この点は適切であったということでもよろしいですか。
<<異議なしの声>>	
座 長	それでは次に期間についてですが、期間をどこで切るかというのは難しいですが、計画に合わせて5年ということで問題ないと思います。 では、細かな内容に入っていければと思いますが、1頁おめくり頂いて5頁になります

	<p>が、どちらが先なのか税率なのか使途なのでしょう。税率はおのずと決まるものではありませんので、まずは使途から入っていきたいと思います。資料をご用意いただいていると思いますので、説明をお願いいたします。</p>
<p>みどりアップ 推進課長</p>	<p>資料2というA4縦の資料がありますので、そちらをご覧ください。みどり税の使途でございますが、これまでもご議論をいただいた中で、4つにまとめられています。表と裏に4つの表がございますが、4つの使途ごとに、みどりアップ計画で行っている事業をまとめたものになります。まず、資料2の表面上段の使途①でございますが、樹林地・農地の確実な担保でございます。この使途の中で、どのような事業を実施しているのかということ、それから、みどり税の執行状況について、この資料2と資料3を用いてご説明をさせていただきます。まず、使途①につきましては、柱1の事業①「緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」、事業②「生物多様性・安全性に配慮した森づくり」、それから柱2の事業①「良好な農景観の保全」、事業②「農とふれあう場づくり」、それから柱3の事業②「公共施設・公有地での緑の創出」、以上5事業にみどり税を充当し、事業を実施しているところでございます。表の右下に、これらの事業における、26年度から28年度、3か年のみどり税の充当額を記述しています。使途①の3か年の合計は、約38億円でございます。なお、この3か年のみどり税の収入額は、全体で約77億円でございまして、そのうちの約38億円をこの使途①に使っているということになります。表の中で、太字でお示ししております、柱1の事業①と柱2の事業②につきましては、少し詳しくご説明させていただきますので、資料3をご覧ください。</p> <p>資料3は、昨年11月の第4回税制調査会にてご報告しました、みどりアップ計画3か年の事業取組の評価検証をまとめた報告書から抜粋した資料になります。この資料を用いまして、みどり税の執行状況ですとか、取組の状況を改めて説明させていただきます。まず一つ目の「緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」でございますが、この事業は、みどりアップ計画の根幹となります樹林地の指定・買取りなどを実施する事業です。1頁では、みどり税の執行状況をお示ししております。この3か年で、赤い囲みで書いてございますが、27億4,100万円のみどり税を充当し、5か年計画額に対する執行率は77%になります。5か年計画額に対する執行率でございますが、計画策定時に想定しておりました5か年でのみどり税充当額に対して、この3か年でどれくらい執行したかという割合を示したものになります。</p> <p>2頁をご覧ください。2頁・3頁では、緑地保全制度の種別ごとに、この3年間で新規指定した場所をお示ししております。2頁につきましては、都市計画により、半永久的に樹林地を担保する特別緑地保全地区による指定地区の一覧でございます。表をご覧くださいと、中区・西区を除きました、市内16区の合計で、表の左上に記載してございますが、121.6haの樹林地を指定しています。</p> <p>3頁は市民の森や緑地保全地区などの指定面積を示しております。2頁の特別緑地保全地区の面積と合わせて、3か年で266.6haの指定を行っています。写真2枚を載せております。左側ですが、青葉区で指定をいたしました「〇〇特別緑地保全地区」の写真です。横浜らしい谷戸景観を保全できた一例になるかと思っております。</p> <p>4頁をご覧ください。4頁・5頁は、樹林地を市が買い入れた地区の一覧となっております。</p>

ます。5頁の表の最後のところに合計を記載をしておりますが、3年間で84地区、67haの樹林地を市が取得しています。みどり税による安定的な財源があることで、いざという時の市による買い入れを円滑に行うことができている。先ほどの説明にもありましたけれども、そのことが土地所有者の市に対する信頼ですとか、安心感につながりまして、緑地保全制度への指定に、土地をお持ちの方のご協力をいただけたものと私どもとしては考えています。

次に6頁からは、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設のうち、樹林地・農地の確実な担保の使途に該当します、農園付き公園の整備についてお示ししております。この事業につきましては、所有者による維持・管理が難しくなった農地を市が買い取るなどしまして、市民が農作業を楽しめる農園を主とした都市公園を整備する事業になります。6頁では、みどり税の執行状況をお示ししております、3か年で6億4600万円のみどり税を活用しまして、5か年計画額に対する執行率は59%になっています。

7頁では、農園付き公園として整備した箇所をお示ししております、表の一番上、鶴見区の〇〇公園、これにつきましては、一昨年度、税制調査会の現地調査の際にご覧いただいた公園になります。農園付き公園の利用者の声を右下に載せてございます。「野菜作りの経験はありませんでしたが、まわりの方からいろいろ助言をいただきながら野菜を育てています」、「野菜の世話をするために毎日公園に行くので、地域の人たちが自然と集まる場所になっています」などの声を頂いているところです。

恐縮ですが、資料2の表面の下段にお戻りください。こちらが、使途の2番目「身近な緑化の推進」に該当する事業をまとめた表になります。表にございますように、柱3の事業①「民有地での緑の創出」、事業②「公共施設・公有地での緑の創出」、事業③「市民協働による緑のまちづくり」、事業④「子どもを育む空間での緑の創出」、事業⑤「緑や花による魅力・賑わいの創出」、以上の5事業が、この使途に該当する事業になります。なお、事業②の24のように、コメ印が付いた取組がございます。この印が付いた取組につきましては、他の使途にも該当する取組でありますので、コメ印のついていない方を主な使途としておりまして、合計金額も主な使途のみで計算しています。表の下に使途②の事業における、3か年のみどり税充当額を書いてございますが、15億9,000万円となっております。太字で示しております、26「地域緑のまちづくり」28「都心臨海部の緑花による賑わいづくり」については、少し詳しくご説明させていただきますので、資料3の8頁をご覧ください。

8頁から10頁については、地域緑のまちづくりの事業について、まとめています。この事業は、地域が主体となりまして、地域にふさわしい緑を創出する計画を作り、市民と共同で緑の創出に取り組む事業となっております。

8頁では、みどり税の執行状況を示しております、3か年で5億1200万円、5か年計画額に対する執行率は55%になります。

9頁では、実施した地区の一覧を示しています。左側は、25年度までの第一期のみどりアップ計画から継続している16地区、右側は、現みどりアップ計画におきまして新たに実施している19地区ということになります。先ほど、使途①のところでご説明しました、緑地保全制度による指定や買取りでは、中区は事例がありませんでしたが、この緑の創出の

取組みにおきましては、中区においても取組みをすすめている事例がございます。

10頁をご覧ください。写真をいくつか並べていますが、赤枠で囲ってあります右上ですけれども、具体的な事例としまして、青葉区の〇〇駅周辺地区における沿道の緑化を示した写真になります。活動団体の声、右下に載せてございます。「地域に花や緑が増えたことで、多くの方からとてもきれいなまちになったなどの意見をいただいています。声を掛け合うきっかけにもなり、明るいコミュニティの輪がつけられていると感じています」などの声を頂いているところでございます。

次に11頁・12頁でございますが、「都心臨海部の緑花による賑わいづくり」の事業になります。この事業につきましては、都心臨海部におきまして、緑や花による空間演出などを集中的に展開することで、まちの魅力形成や賑わいづくりを進める事業となります。平成29年春に開催しました「全国都市緑化よこはまフェア」では、この事業で整備した公園なども会場として活用しまして、多くの方にご来場を頂いています。

11頁ですけれども、みどり税の執行状況ですが、3か年で7億7200万円、5か年計画額に対する執行率は53%となっています。

12頁をご覧ください。具体的な実施個所を一覧でお示ししております。表にありますように、先ほどと同じように、樹林地の指定・買取りがなかった、都心臨海部の中区・西区で、こちらの事業については事業を実施しているという状況です。写真をいくつか載せてありますが、左上が〇〇駅前での東横線跡地で緑化整備をした事例になります。その他にも、写真にありますような場所で、花も使った整備や、整備した後の維持管理を行っているところです。

度々で恐縮でございますが、資料2の裏面の上側の表にお戻りください。使途の3つ目「維持管理の充実によるみどりの質の向上」に沿った事業についてご説明をいたします。柱1で2事業、柱2で1事業、柱3で5事業が、この使途に該当しまして、3か年のみどり税充当額は、表の右下ですが、20億4300万円です。太字で示している、「森づくりガイドライン等を活用した森の育成」と「保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出」について、詳しくご説明します。

資料3の13頁をご覧ください。

まず、「森づくりガイドライン等を活用した森の育成」事業です。

この事業につきましては、公有地化されている市有緑地などにおきまして間伐や下草刈りなどの森の育成を進める事業になります。みどり税の執行状況は、3か年で8億6900万円、執行率は66%になります。

14頁をご覧ください。森ごとに具体的な管理の計画を、保全管理計画という形で策定しておりますが、その策定した箇所を一覧でお示ししています。写真では、戸塚区の〇〇特別緑地保全地区におきまして、愛護会の方々と実施した、保全管理計画の検討会の様子を載せています。保全管理計画に基づきました森づくりの事例につきましては、このあとの説明でも少しご紹介させていただければと思っています。

次に15頁からですが、「保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出」事業をお示ししています。3か年でのみどり税を充当額は3000万円、執行率は40%です。

16頁をご覧ください。緑を創出した幼稚園、小学校等の一覧を載せています。市立小学

	<p>校・保育園は84か所、民間保育所・幼稚園は34か所で緑の創出を行っております。</p> <p>17頁が具体的な事例ですが、左下の写真につきましては、港北区の保育園で、専門家による芝生の維持管理の訪問指導の様子です。また、右下の写真は、小学校でのビオトープ整備のために専門家が訪問指導をしている様子です。</p> <p>資料2の裏面の下側の表をご覧ください。使途の4つ目、最後になります、「ボランティアなど市民参画の促進につながる事業」の一覧でございます。柱1で2事業、柱2で1事業、柱3で1事業がこの使途となる事業です。3か年でのみどり税充当額は、1億3800万円となっています。</p> <p>太字でお示しています、柱1の事業③の6について、ご説明しますので、資料3の18頁をご覧ください。「森づくりを担う人材の育成」の事業になります。森を育む人を育てたり、森づくり活動を行う団体の活動に必要な支援を行う事業になります。3か年で2100万円のみどり税を活用しまして、執行率は51%になります。</p> <p>19頁をご覧ください。実施した研修の一覧を示しています。中ほどに研修参加者の声ということで載せていますが、「樹皮だけで樹木を同定できない場合でも、冬芽を参考にすることで樹木判定に活かそう」、一つとぼしますが、「ハサミ・ノコギリの使い方、手入れの仕方は大変役に立った。非常に充実した研修会であった」などの声を頂いているところです。</p> <p>以上で、みどりアップ計画におけるみどり税の使途及び執行状況についてのご説明を終わらせていただきます。</p>
座長	<p>ありがとうございました。委員の先生方からご意見を頂戴したいと思いますが、まず全体にかかわるところですが、資料2の表が、使途の①②③④というのは、昔からありましたか。</p>
税制課企画係長	<p>前回、整理をしています。</p>
座長	<p>5年前はありましたか。</p>
税制課企画係長	<p>5年前の時に、この4つに整理しました。</p>
座長	<p>前回あるということなら、それに従ってもよいのですが、我々は経済学者、財政学者、税法学者なので、もう少し細かな数字を頂かないと、何が何やら全く分からなくて、この説明を受けると、どこの役所に行っても皆さんいいことをやっているのご主張なされます。全体の森が見えなくなるのですが、まず我々がやらなければいけないのが、全体の総額の中の配分を見たいというのがありますので、細かな数字の表を早急に頂ければありがたいです。特に気になるのが、作るとき、10年前にもありましたけど、森を守るものと、いわゆる農に関係するものと、都市部の緑化のものと、3つの大きなジャンル分けの中で、どこに比重がかかっているのかということ、創設の趣旨からいえば、先ほど確認した課税の根拠からいうと、一番目に比重がかかるべきと考えています。それが、事態が変化をして、ということであれば、次回また考えるわけですが、まずは検証ですので、10年前、5年前の考え方からしますと、当然、特に森林緑地の買取りの部分に比重がかかっていることをまず確認したいというのが本音です。そのためにも、この区分けが適切なのかどうか分からないのですが、使途の①と②と③が重複していて、アスタリスクで区別していかかなり分かりにくくなってしまっていますので、元データや決算書でもいいので、一番分かりやすいような区分の、使途の3か年の一覧表を頂ければと思います。今日、お示するのはできますか。</p>

税 制 課 長	資料は今用意しておりますので、お待ちください。
委 員	特別会計を作っているの、その特別会計の中の内訳でみどり税がどこにどのように充当されているのか、みどり税充当事業と、それ以外の充当事業は、前の時にきちんと分けています。充当事業のなかのうちで、みどり税をどれだけ入れているか、一表でまとめられたものが用意されているはず。そのところはとても重要だったので、使い道をきちんとそこに合わせて使わないといけないです。要するに、流用されては困るわけです。我々は、厳密に議論をしてきました。使えるところと使えないところを整理しました。
みどりアップ推進課長	みどり税の充当先につきましては、みどりアップ計画を定めるときに、この事業に使用するというのを、最初に決めておりますので、その事業以外には使っておりません。それぞれの事業にみどり税をいくら使ったかということについては、毎年報告書をまとめておりました、それぞれの事業にいくらみどり税を使っておりますということを、報告・公表もしております。
座 長	なんでそれが今日出てこないのか分からないです。5年前に、それぞれの項目で見積額が出ていたわけで、その執行状況を見なければいけません。ほかに回っていないかも当然のように見なければいけませんし、この資料は基本中の基本なのです。おそらくこの用途については、市民会議でも、変なことをやっていないか、いいことをやっているのかということは見て頂いていると思いますので、まず我々は全体の配分が、最初の5年計画のとおりに進んでいて、効果をあげているのかどうかということを見なければいけません。
委 員	この委員会は非常に厳しくて、それで使い道をきちんとチェックして、そのために市民推進会議を用意して、そこでチェックをさせるということをやっているの、横浜の場合は、日本の中でも、珍しく、きちんと決めたところにきちんとみどり税を使っている、これは誇るべきところ。これは誇るべきところ。これは誇るべきところ。
座 長	そうであれば、余計に我々が証明しなければいけない。
委 員	取るだけ取って、使い道は、手の上がるところに配ってしまう自治体がたくさんある中で、そこをしっかりとやっているという検証をするというのは、とても大事なことだと思います。
座 長	これは次の話題になりますけれども、その配分比率に応じて、今度は基金の積み方の算定の仕方が出てきますので、余計にこここのところを見ておかないとだめです。
<<事務局が横浜みどりアップ計画 3か年の事業取組の評価・検証を配る>>	
みどりアップ推進課長	110頁をご覧くださいませでしょうか。事業費総計ということで、3か年の事業費総計と、そのうちみどり税額がいくらかが書いています。平成28年度決算見込み額97億円の事業費総計のうち、28億円がみどり税となっています。参考までに、一番右側が計画額をお示ししております。右から2番目の列ですが、この3か年で約277億円の事業を行っておりまして、そのうちの75億円がみどり税となっています。この75億円をどの事業に使っているのかが3の107・108・109頁の事業の一覧表の中でお示ししています。一番多く使っているのが、座長からのご指摘もありましたように、3—107頁でございますが、「緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」の事業に3か年累計で27億円のみどり税を使っています。これが、みどり税を一番使っている事業ということになっています。その他にも、維持管理ですとか、緑の創出ですとか、先ほどの用途に沿った事業に、それぞれみどり税を充当しております、その内訳をこの3頁に、事業ごとにまとめています。
座 長	執行率ではできていますか。すぐに割合が計算できません。
みどりアップ	多少のでっこみひっこみはありますが、全体としては、概ね当初計画通りの割合で執行

推進課長	しています。
座長	報告書の時点では、実際の個々の執行率を出して一覧にさせていただきたいです。先生方何かご質問ありますでしょうか。総額の予定は5年前におおよそオーソライズしたものです。 現時点でざっくりいうと、それほど執行率が落ちているところはないというところでしょうか。
みどりアップ推進課長	概ね計画通り執行しています。
座長	5分の3ぐらいということですね。 よろしいですか。それに引き続いて、ご質問がなければ、もっと良い表にした上で、意見書に向けて作ってください。今ご説明をいただいた個々の用途の中身について、執行率については、計算をすればすぐに出てきますが、個々のところについては、いかがでしょうか。ご質問はありますでしょうか。 まず、私から、気になることがあります。この先、横浜みどり税が必要であるとなった場合、最近の変化として、前回の真ん中に書いてある、指定する緑地の1つの面積が小さくなっているということは、原因が何で、良いことなのか、悪いことなのかを含めてご説明をお願いします。
みどりアップ推進課長	座長におっしゃっていただいたように、緑地保全制度による対象の面積の1つ1つが小さくなっていることです。これまでの指定推進は、まとまりのある樹林地を優先して、働きかけを行って協力をお願いをしてきたところがございます。そういう所の指定がある程度進んできますと、次は、1つ1つの面積が小さい樹林地となってきます。同じ労力をかけてもあまり丈がいかないという所は実態としてあります。
座長	大規模なところは、すべて終わったので、次は面積が小さい所を目指しているというように聞こえます。そういうことなのか、大規模な樹林地は残っているけれども、これ以上所有者に働きかけを行っても指定を受けるつもりがない方が多いのか、どちらなのでしょう。
みどりアップ推進課長	最初の働きかけで指定にご同意いただいた方というのは、協力する意向が強い方で、その段階でご協力いただけない方は、どちらかという、そういうことに躊躇されている方だと思います。
座長	将来の開発の方に惹かれている方がたくさんいらっしゃるということですね。
みどりアップ推進課長	はい。 しかし、2回目の働きかけの時に、土地をお持ちの方の状況が変わるなどして、最初は協力しなかったけれども、今回は考えてみよう、と言っただけの事例もあります。引き続き、働きかけは行っていきます。
座長	大型案件が無くなったわけではなく、大型で比較的合意が得られやすい案件は終わったので、今後は、難易度が増している案件であるということですね。引き続き大規模案件はあるということですね。
みどりアップ推進課長	はい。
座長	そういうことであれば、そのニュアンスが伝わる文章にさせていただいた方が、市民の方が安心されると思います。
みどりアップ推進	補足をさせていただきますと、前計画の平成21年度から25年度までの特別緑地地区の指

進 部 長	定面積の平均は、2.1haであったのに対し、今回の平成26年度から28年度まで3か年の平均は、1.5haとなっています。2ha規模であったものが、1.5ha規模になりました。かなり細かい樹林地の指定が進んでいる状況になります。
委 員	事業費の一覧の件で、先ほどからお聞きしている樹林地の確実な担保が1番目になっていますが、事業費の計画を見ると横浜みどり税が使われているのが、柱1の事業費の中で、1/6となっています。柱2だと、半分くらい使われています。柱3だと半分くらい使われています。配分ですが、なぜ一番使いたい柱1が一番少ないのでしょうか。
みどりアップ 推進 課 長	樹林地の買取にしましては、国庫補助金ですとか、市債等も充当できますので、他の財源も活用しながら、ここにはみどり税を使っているということで、全体の事業費の割合に対するみどり税の割合は、柱2・柱3に比べると低くなっているという事情がございます。
座 長	ここら辺が分かりにくくなっています。買取なので、いつ発生するのか分からないです。
委 員	結局税率にも関わってくる話だと思います。現行は、900円です。なぜ1,000円ではないのか、と疑問になります。
座 長	ここは、とても大事ですが、非常に分かりにくい部分になります。
委 員	他にも充てこめる財源を考慮しながら、みどり税をやっている、ということですね。
座 長	もし、次回に向けたご提案があるのであれば、この点は一番注意しなければならない核心的な部分になります。次回への議論をすることがあるならば、配分についてもご議論をいただかなければなりません。 本日は、検証ですので、決まった用途に使われているかをご議論いただくこととなります。
委 員	他財源を入れているということは、良いように聞こえますが、逆に言うと、他財源で出来るのではないかと、言われてしまう可能性はありませんか。他財源でやっている所になぜみどり税を充当しているのか、と問われてしまいませんか。みどり税しか財源がないから、みどり税をやっていると言えば、みどり税が評価されるのは分かります。
座 長	分かりやすいのは、みどり税単独であることは間違いありません。特に国庫補助金を合わせちゃうと、振り回されてしまいます。
委 員	そこの説明が難しいです。横浜市は、国庫補助金も青天井ではないので、国庫補助金だけでは足りない分をみどり税で補います、と説明するのでしょうか。そうであるならば、国庫補助金で足りる分だけやればいい、という反論が来るような気がします。それに対する弁明が難しいです。
座 長	もっと細かな用途は出ますか。補助事業、単独事業の細かいやつ。
税 制 課 長	財源構成ということでしょうか。
税制課企画係長	内訳は出ると思います。
委 員	特別会計でやっているのだから、当然あります。 環境創造局の皆さんは知っていますが、国庫補助金でできる事業と国庫補助金で出来ない事業があります。それを踏まえて、特別会計でやっているのだから、財源がどういう所が入っているのか、という資料は、あるはずですよ。実際に私は見たことがあります。
座 長	補助事業は多いのでしょうか。
委 員	多いです。
座 長	そうすると、問題になるのは、補助裏です。補助裏は、交付税で予定されているのではないかと、言われてしまいます。
税制課企画係長	そこは当然、みどり税としては、充当できない事業としています。

		それを越える部分について、みどり税を充当しています。
座	長	交付税部分を除いた部分にみどり税を充てているということですね。
委	員	ですから、樹林地を取得できるのです。
座	長	交付税算定分にみどり税を充当していると、2重カウントになってしまうことを恐れていました。
委	員	それをしてはいけません。
税制課企画係長		ここの部分には、もちろん一般財源も含まれています。
委	員	きちんと特別会計を設けて、別会計で、本来の事業分とみどり税の適用分ときちんと分けて、そこに一般会計から入れたものと国庫からもらったものとみどり税を入れたものをきちんと会計の仕訳になっています。横浜市はきちりしています。
座	長	それを聞いて安心しました。 その詳細について、次回みたいです。
委	員	検討するときそれを覚えておいて、きちんとしているということを確認しておかないといけないと思います。
座	長	柱1ですが、規模の想定が一番難しいです。 それと合わせ技で、基金の計算をどのようにやっているのかが重要です。 基金に話を移してもよろしいでしょうか。
みどりアップ推進課長		A4縦の資料1をご覧ください。 みどりアップ計画が始まりました、平成21年度からのみどり基金の推移について、表とグラフでお示しております。 上の表でございますが、一番上がみどり税の収入額になっておりまして、各年度の収入額を記載してございます。その下に、収入額の内訳として個人分・法人分がそれぞれいくらだったのかが記載してございます。それから下から2行目でございますが、みどり税の執行額、そして最後に基金残高として金額をまとめてございます。 この内容をグラフにしたものが、下のグラフになります。一番左の柱が、みどり税の収入額、真ん中が執行額、一番右が基金残高となっております。 ご覧いただいておりますように、各年度で多少のばらつきがありますが、累計では、みどり税については、ほぼ計画通りの執行をしております、平成28年度決算での年度末の基金残高は、約8億円になります。 先ほどからできております事業費の多くを占めます樹林地の買取りは、法に基づく買取申出や、土地所有者の相続等の不測の事態による買取希望に対応して行うものでありますので、年度間の執行額のばらつきがどうしても生じてきてしまいますが、基金があることにより、年度間調整が行えていると考えております。
座	長	この点についてお聞きしたいのは、基金の適正水準はいくらであると算定されているのかお聞かせください。
みどりアップ推進課長		当初のみどり税額の設定としましては、5か年で行う事業のボリュームを決めて、その中で足りない額をみどり税としていただくということで税率を設定していると思いますので、その理屈から言いますと、5か年の事業が終わると基金はゼロになると、計画上はそうになっております。
座	長	それが適正であるのか、それとも指定したものが課税期間が終わってから買い取ってくれと言われた時にそれは一般財源でいいと考えるのでしょうか。みどり税で仕掛けて、指定したうえで、後々みどり税が無くなってから、買い取ってつて言われたものをやはりみどり税でやるのか、という考えになるか、ということです。 この辺りは、どのようにお考えなのでしょうか。

		<p>もう一つ心配するのは、1つ当たりの面積がや単価が分かりませんが、買取を予測するというは、難しいと思います。その中で、基金の残高が8億円で足りるのでしょうか。5年間でゼロにするという考え方は正しいのでしょうか。それともその考え方は違うとするのか、きちんと整理しないとダメだと思います。</p>
みどり政策調整 担 当 課 長		<p>最終的にゼロにする意図はありませんが、計画上は、買取のボリュームというのは、座長がご指摘のとおり、どこでどれくらい面積が出るかというのは、確実には先が読めないで、過去の数字から指定に対して一定の買取申出があるということで、積算をしていて、それを他の財源で足りないものについて、みどり税をいただいているという考え方からすると、計画で想定したとおりの買取量が出てくるとみどりアップ推進課長が申し上げたとおり、5年でゼロになるというのが、計画上はそのような数字になります。しかし、個別の地区によって、ボリュームが増減しますので、それが今のところで8億円が残っているということです。</p>
座 長		<p>今の説明ですと、指定した面積は、バロメーターとしては入ってこなくて、あくまで買取が5年間でこれくらい発生するだろうという予測に基づいて基金を積み立てているということですね。</p>
みどり政策調整 担 当 課 長		<p>しかし、指定のバロメーターにはなっていて、指定をしたうち、市が取得していない民有地の部分に対して、過去の経験値上、年間どれくらいの率で買取をしているかというのを使っています。</p>
座 長		<p>前提の前提の数字として、指定がこれくらいだからという想定ですね。 委員の皆さま、5年間で基金がゼロになるというのは、どうなのでしょう。 基金に積み立てているのが正しいのか、ゼロになるのが正しいのか、どちらなのでしょう。</p>
委 員		<p>難しい問題です。 しかし、基本的には、通常の行政で、一般財源で買い取りをやっていて、それに上乗せで買取を行っていて、その上乗せ分を色んな財源に使って、どうしても足りない分をある程度、買取を想定するところの程度であるということで、みどり税をここにこれくらい支出するということで、税率などを決めました。問題は、今後であり、座長がおっしゃるとおり、みどり税を継続しない、となった後、上乗せで買取をしていた分はどのように対応するのか全く決められていません。基金がゼロになってしまって、不測の事態に買い取ると担保をしていたのに、みどり税が無くなって、基金もないとなってしまうと、横浜市はどのように説明をするのでしょうか。</p>
座 長		<p>財政全体の問題になります。</p>
委 員		<p>基本的な考え方としては、一般会計の部分は当然に担保しているわけですから、いわゆる税金でやるか、やれなければ地方債を発行して、それで対応することになります。</p>
座 長		<p>現実的にはそうなります。</p>
委 員		<p>買取を保証していますから、いずれはそうなります。</p>
座 長		<p>そうはいつでも我々基金というものがどうあるべきかというのをこの機会にはっきりさせておかなければならない、と思います。難しいので、結論は次回以降に先送りします。 考え方は、5年間の買取をベースにして、基金の残高を決めていて、期限満了して、みどり税が継続されなければ、基金の残高はゼロ円になるということを考えている、ということです。</p>
委 員		<p>それは単年度主義の中での、国で言うと繰越明許費のような特例で複数年度にまたがって引き当てておきなさい、という話で収めているからです。</p>
委 員		<p>まさにそのとおりで、間違いありません。</p>

委員	<p>財政法でいうとそういうことです。</p> <p>だからと言って、緑が全部そのとおりに総入れ替えで生えてくるかというそういうわけではないと思います。永久債でもいいと思います。</p>
座長	あり得ると思います。
委員	ずっと引っ張って、自然消滅というか、将来横浜市民になる人も今植えた苗木が将来まで育つことで、緑を享受できるという意味では、ずっとずれているというのにはあり得ると思います。しかし、制度的には難しいです。地方財政法をどのように乗り越えるのか、と思います。
座長	<p>基金については、継続審議にしたいと思います。</p> <p>次回ももう一度ご質問をする機会はあると思いますが、今日は、おおよそ執行状況について、ご説明をいただきました。</p> <p>残っているのは、市民会議の位置づけです。超過課税という特別なことをやるので、市民発信のコントロールが必要であり、我々はぜひ設置が必要であると申し上げてきました。本来であれば、地方議会、市会でちゃんとやれば済むのかもしれませんが、個別の超過課税のみで、市民の立場で検証していただくということをやってきたということになります。この点について、事務局の方より、市民推進会議の委員をやっている方が出席をいただいていますので、お話をお伺いしたいと思います。活動状況などいかがでしょうか。</p>
委員	皆さん、とても熱心です。そもそも市民推進会議を立ち上げた時に税制調査会が絶対に必要である、とおっしゃっていました。特に横浜のように市民意識が高く、それなりの知識を持った方がボランティアできちんとやっているということが大事であるとして、市民推進会議を立ち上げました。一つ一つに皆さんが発言をされていて、市民推進会議があるからこそ、横浜みどり税が意味を持つ税になるという発想です。この会議は、とても大事で、それが行われていることを実感しています。
座長	<p>我々としましては、当税制調査会の委員に入っていて、安心してあります。</p> <p>資料4の裏面にありますように、4年間で8回開催、年間2回のペースで開催していて、別途施策別専門部会を設けていただいております。また、調査を4年間で6回行っていただいています。</p> <p>税制調査会として、強く言ったのは、見える化の部分で、特別な税をいただいていますので、市民の方が知らないというのはおかしい話ですので、広報はしっかりしてほしい、雑誌や街頭での表記をしっかりとやってほしい、と言ってきました。</p> <p>この点について、いかがでしょうか。</p>
委員	市民委員の皆さまが行っています。
座長	しっかりやっているということでよろしいですか。
委員	正直に言って、頭が下がる思いです。広報・見える化部会で座長をしている東さんは、NPO活動の先駆けのような方です。
座長	これを設けた趣旨や4年間の活動については、特段問題がなく良好に行われているということよろしいでしょうか。
委員	<p>この会議は、条例設置の附属機関に位置付けたということは、横浜市長にぶら下がっているということで、責任は、市長が取ることになります。</p> <p>二元代表制なので、それもあり得ると思いますが、間接代表との関係は、整理されるべきです。</p>
座長	その説明は難しいです。
委員	会議を設置したときに議論をしました。

委員	もちろん覚えています。
委員	市長側に設置してもいいのか、という議論をしました。
委員	この会議自体はあるべきだと思いますが、地方自治の枠組みからすると、委員の皆さまがご存知のとおり、新しい現象なので、旧来の地方自治法上の二元代表制の中でどのように位置づけるかというのは、難しい所があります。そこは意識すべきだと思います。
座長	<p>市会側からすると、我々が居るのになぜ市民推進会議を設置する必要があるのか、という理屈は正論です。</p> <p>特別な超過課税ということで、お許しをいただければと思います。</p> <p>資料の最後の頁になりますが、3か年の評価・提案を市民推進会議から提出いただいている資料になります。市民推進会議からすると、着実に行われているとされています。</p> <p>我々はこれをこのまま受け入れるわけではなく、我々も税の専門家の立場からチェックをしていくこととなりますが、市民推進会議では、この3年間は、予定通り着実に行われていて、残りの2年間、このまま続けてください、というご意見をいただいているという所になります。</p> <p>それでは、先生方のおかげで、中身の濃い議論が今日もできたと思っております。改めて次回以降の議題につきましては、また、ご連絡させていただきますが、今日、宿題も出ていますし、検証は、多くやってもやりすぎることとはございませんので、今日の資料で、疑問がある所でも、次回お出しいただいて結構です。</p> <p>今回は、財政資料を充実させていただいて、支出の方を細かく検証させていただければと思います。</p>
税制課長	日程は、5月28日でございます。
座長	<p>市長の諮問文におきまして、国税の森林環境税について、報道では、2重・3重と言われておりますので、その部分は次回、明らかにしておきたいと思っております。</p> <p>それでは、事務局にお返しします。</p>
税制課長	<p>熱心なご議論をありがとうございました。</p> <p>本日の調査会でご議論いただきました内容につきましては、後日、議事録を公開いたします。</p> <p>大変ご多忙の中、また、大雨の中、お集りいただきましてありがとうございました。座長のお言葉を持ちまして、第4期第1回税制調査会を終了したいと思います。いたします。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>